

保険外負担に関する事項

当院では、社会保険医療とは別に提供される、付添寝具使用料、付添食、診断書及び証明書料等、療養の給付と直接関係のないものについて、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行っておりません。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書（外来・入院医療費明細書）を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたしております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

特定の療養環境の提供に関する事項

一般病棟ではご希望により個室等を使用していただくことができますが、差額室料のご負担をお願いしています。

室料差額料金（税込） ※ 1 日の料金

病室			室料	病室		室料
■ 個 室 バス・トイレ付	201	205	2, 200円	◆ 2 人床室 バス・トイレ付	213	1, 650円
	206	211				
	212					
■ 個 室 トイレ付	217	218	1, 100円	◆ 2 人床室については ※個室として利用された場合		
	220	221				
	226	227				

入院期間が 9 0 日又は 1 8 0 日を超える入院について

健康保険等の規定及び当院の地方厚生局長への届出により、入院期間が 9 0 日を超えると、「療養病棟入院基本料 1」により入院料基本料が算定されることとなります。

また、入院期間が 1 8 0 日を超えると入院基本料等の保険給付が減額されるために、その減額分を患者様に負担していただく場合があります。

（※他院からの入院歴を通算した場合に該当することがあります。）

厚生労働大臣が定める状態にある方を除き、保険外併用療養費として別途料金が必要になります。

・ 1 日あたり 1, 5 0 0 円 （通算対象入院料の基本点数の 1 5 % 相当）

詳細については、医事係までお問い合わせ願います。